

第2回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会

第4回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会

化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ

中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第4回）

1. 開会：令和7年6月13日（金）13:00～15:00
2. 開催方法：経済産業省内会議室及びオンライン
3. 出席：（五十音順、敬称略）

厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会

小川 久美子 平林 容子
広瀬 明彦 本間 正充（委員長）

産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ

小野 恭子 織 朱實 柿本 章子
蒲生 昌志 岸本 充生 金原 和秀
須方 督夫 東海 明宏（委員長） 宮田 知代子

中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会

栗生木 千佳 大塚 直 亀屋 隆志
白石 寛明（委員長） 早川 有紀 戸次 加奈江
増沢 陽子

4. 議題

1. 化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について
2. その他

○松下補佐　ただいまから第2回厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会第4回産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会（第4回）の合同会合を開催いたします。

本日は、いずれの審議会も開催に必要な定足数を満たしており、それぞれの審議会は成立していることを御報告いたします。

続きまして、本合同会合の進め方について御説明いたします。

本日は、13時から15時までを予定しており、議題につきましては議事次第のとおりとなっております。

なお、現在の様子はY o u T u b eにてオンライン配信をしております。この後、会議の公開の是非についてはお諮りいただきますが、公開とする場合には、引き続き会議の様子をY o u T u b eにてオンライン配信いたしますので、御了承をお願いいたします。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。資料1—1、化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物質対策の在り方について（案）、資料1—2、補足説明資料、参考資料1として委員名簿を配付しております。過不足等ございましたら事務局までお申しつけください。

本日は、経済産業省が事務局を担当しておりますことから、本日の議事進行につきましては、東海委員長に進行をお願いいたしたく存じます。よろしくをお願いいたします。

○東海座長　東海でございます。皆様方、よろしくをお願いいたします。

初めに、本日の会議の公開の是非についてお諮りします。

各審議会の公開につきましては、それぞれ規定のあるところでございますが、本日の会議については、公開することにより公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがある場合または特定な者に不当な利益もしくは不利益をもたらすおそれがある場合等、非公開とするべき場合には該当しないと考えますので、公開といたしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

ありがとうございます。それでは、本日の会議は公開といたします。

なお、公開の会議の議事録は後日ホームページ等で公開されますので、あらかじめ御承知おきをお願いいたします。

まず、議題1の化学物質審査規制法の平成29年改正の施行状況の評価及び今後の化学物

質対策の在り方について、事務局から説明をお願いします。

○五嶋補佐　それでは、資料1—1の1ページです。

第一章、検討の背景になりますが、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（以下「化審法」という。）は、工業用途で、化学反応によって得られる化学物質を対象とし、人の健康や生態系に悪影響を及ぼすおそれがある化学物質による環境汚染の防止を目的とした法律です。

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（以下「平成29年改正化審法」という。）附則第5条において、政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、新法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新法の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする定められており、政府はその施行状況及び必要な措置について検討することが求められています。

これを受け、平成29年改正化審法の全面施行から5年を経過した令和6年（2024年）1月以降、産業構造審議会保安・消費生活用製品安全分科会化学物質政策小委員会制度構築ワーキンググループ及び中央環境審議会環境保健部会化学物質対策小委員会において、平成29年改正化審法に係る施行状況等についてレビューを行い、続いて、厚生科学審議会医薬品医療機器制度部会化学物質審査等検討小委員会が加わり（以下「合同委員会」という。）、昨今の国内外の状況を踏まえた検討課題を整理し、対応について議論を行ってまいりました。

以上です。

○田中室長　続きまして、第二章でございます。2ページを御覧ください。

1. 平成29年改正化審法の概要でございます。

最初のパラグラフにおきましては、背景といたしまして、我が国の状況を記載してございます。

続きまして、27行目から改正化審法に関して述べてございます。

第1に、少量新規及び低生産の審査特例制度では、新規化学物質に係る各事業者の製造及び輸入数量を合計した数量を用いていたところ、その環境への排出量を合計した数量に改めることとされました。

第2に、一般化学物質に分類される化学物質のうち、毒性が強いものを特定一般化学物質とし、取扱事業者による取引事業者等への情報提供の努力義務の権限を創設することとされました。

ここまでの内容に関しまして、第3回の合同会合から変更はございません。

続きまして、2の御説明でございます。

○水野企画官 2番目でございますけれども、平成29年改正化審法の施行状況及びレビュー結果ということで記載をさせていただいております。

まず、(1)でございますけれども、新規化学物質の審査特例制度における全国数量上限の算定見直しということで記載をさせていただいております。

46行目から54行目は、前回の骨子案、御提出させていただきました内容から変更ございませんが、内容といたしましては、制度改正前に比べて審査特例制度に基づく申出件数は減少しているところ、少量新規ですと、申出件数、約1万件程度、減少しております。

それから、各事業者が申出を行った新規化学物質の製造・輸入数量の合計が上限を超えた場合、数量調整を行わせていただいておりますけれども、その件数も顕著に減少したこと、50行目辺り、実際の製造・輸入数量から環境排出量を推計したところ、制度改正による環境への影響は変化がないといったところから、平成29年改正化審法の目的であった事業者の予見可能性は一定程度高めることができたということ、また、制度改正による環境排出量の影響についても変化は認められず、改正事項はおおむね順調に施行されていると評価できるというようにまとめさせていただいております。

55行目、「なお」以降の記載でございますけれども、前回の骨子案では、特例制度の運用の方向性ということで書かせていただいておりますが、前回の会合におきまして、データを含めて、運用の実態について把握をした上で方向性を示すべきではないかという御意見もいただきましたので、改めて事務局のほうで整理をさせていただいておりますので、こちらにつきましては資料1-2の補足説明資料で御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、資料1-2の4ページ目でございます。こちらに審査特例制度、少量新規化学物質の用途に関する手続について、概要をまとめさせていただいております。

右側の表に少量新規化学物質の申出手続の概要ということで書かせていただいております。現行は申出方法としては、オンラインは営業日5日間、CD、書面は営業日4日間の受付、1回当たり受け付けております。

申出の受付の回数でございますが、年10回行っておりますが、括弧書きで、うち1回は用途証明書添付のない申出の確認のため、実質的な回数は9回と書かせていただいております。制度改正後の環境排出量の概念導入に伴いまして、申出の際には用途証明書の添付

をお願いしておりますが、提出いただけない場合もございます、その場合は、例えば1トンで申出をいただいても、1回当たり100キログラムを上限ということで、最大10回に分けて確認をするという運用を行っておりますが、そういった確認のみの回数を1回設定させていただいております関係で、実質的な少量新規の受付は9回ということで設定させていただいております。9回全てオンライン可能、そのうち4回のみCD、書面可能というような運用を行わせていただいております。

こちらの少量新規化学物質の申出の状況でございますが、左側に件数を示させていただいております。令和元年から6年、申出数、1年当たり2万6,000件程度。それから、先ほど9回と申し上げましたが、第1回の申出率でございますけれども、90%で推移しているというところを示させていただいております。こちらが少量新規化学物質の申出の概要ということでございますが、こういった概要等々を踏まえまして、今後の方向性につきまして、2つほど提示をさせていただいております。

まず、2枚目にお戻りいただきまして、1つ目でございますけれども、少量新規化学物質申出のオンライン化ということで書かせていただいております。

現状でございますけれども、少量新規化学物質の申出につきましては、オンライン申請の受付頻度の増加、先ほど9回と申し上げましたが、こういった取組によりオンライン申請の割合が着実に増加しております。

左下の折れ線グラフにそれをまとめておりますけれども、令和6年度には全申出件数の96%はオンラインで申請をいただいております、100%近くまで向上したところでございます。

上段の次のポツのところに書いておりますけれども、現行はオンライン申請いただく際には、化審法特有の申出者コードを取得いただけてから申請をいただいているところですが、令和8年度に複数の行政サービスにログイン可能な共通認証システムのGビズIDに移行を予定しております。こういった取組により、さらなる行政手続の効率化を図ってまいりたいと考えております。

最後のポツでございますけれども、労働安全衛生法ですが、新規化学物質の有害性の調査の結果の届出、それから確認の申請について、原則電子化に向けた省令改正が行われておりますので、他法でもこういった取組が進んでいるということで書かせていただいております。

こういった状況を踏まえまして、次の3ページ目になりますけれども、今後の方向性と

いうことで記載をさせていただいております。

まず1つ目といたしましては、さらなるオンライン申請率の向上に向けて取り組み、一定の周知期間を経た上で、原則オンライン申請を目指していきたいと考えております。

それから、2つ目でございますが、原則オンライン申請を促していくに当たって、周知活動を強化するとともに、利便性向上のための申出の受付システムの在り方も検討してまいります。

こちらが1つ目の方向性ということで書かせていただいております。

続きまして、もう一つの取組でございますけれども、資料の5ページ目を御覧いただければと思います。表題の括弧書きのところに書かせていただいておりますけれども、少量新規化学物質の用途に関する手続ということで記載をさせていただいております。

1つ目のポツに書いております制度改正後の環境排出量の概念導入に伴って開始されました用途証明書添付の運用でございますけれども、現行、少量新規の申出件数の約7割は対応いただいている、裏返ってみれば3割程度はまだ添付をいただいているという状況でございます。

左下の表で、①に全体件数、②に添付をいただいている申出数ということで、令和元年から5年にかけて、約3割程度、御提出いただいている状況だということを示させていただきます。

上段の2つ目のポツでございますけれども、用途証明書の添付のない申出につきましては、先ほど御説明をさせていただきましたとおり、1回当たり、確認数量の上限100キログラムということで、最大10回ずつ確認をさせていただくといった運用で、用途証明書を添付して申出いただく事業者さんの事業機会の確保を図っているということでございますが、現状では御覧いただいたとおり、まだ3割添付いただいているという状況でございます。

こういった状況を踏まえまして、右側の赤枠で方向性を書かせていただいております。ユーザーとの関係で用途証明書の提出が困難な事情も想定されますけれども、制度の適切な運用のためには、環境排出量を把握することが重要でございます。運用改善によって、可能な限り用途証明書の添付の申出を促していくことが必要と書かせていただいております。

次のページに具体的な取組ということで記載をさせていただいております。

まず、上段に書かせていただいておりますのは、事業者さんからも用途の手続については

簡素化を求める御意見などもいただいておりますので、こういった御要望ですとか、先ほど御説明した現状を踏まえて、今後の方向性ということで3つほど示させていただいております。

まず1つ目でございますけれども、用途証明書の添付のない申出につきまして、確認の回数、先ほど上限10回と書かせていただいておりますが、こういったところの回数を削減することで、用途証明書の添付をいただいた場合といただけていない場合の運用の差を設けることで促していきたいと考えております。

それから、手続の簡素化の観点でございますけれども、用途証明書、今、押印をお願いしておりますので、押印を廃止することで、より出しやすくなるような取組ということで進めてまいりたいと思っております。

3つ目でございますけれども、ユーザー様に用途証明書の必要性に関する理解がまだ不足している部分もあるのではないかと御指摘もいただいておりますので、ユーザーの用途証明書の必要性に関する理解を深めるための周知活動を行ってまいりたいと考えております。

今、申しあげました内容を先ほどの資料1-1の3ページ目、なお書きのところに説明を書かせていただいております。

まず、55行目、なおのところでございますけれども、こちらのパラグラフには、オンライン申請の話を書かせていただいております。先ほど御紹介させていただきましたオンライン申請率等々、記載をさせていただきつつ、59行目のところでオンライン申請を原則とするなどのさらなる取組を進めていくべきではないかということで書かせていただいております。

続きまして、61行目、「また」の記載でございますけれども、こちらは先ほどの用途証明書の手続に関する記載でございます。まず、61行目のところは現状ということで、少量新規化学物質では初回の申出が全件数の9割を占める、それから、第1回で御議論させていただきました確認数量と実績数量の乖離といったところを書かせていただいております。

それから、64行目でございますけれども、用途証明書の運用の状況ということで、申出件数の3割程度はまだ添付をいただけていないというところ、こういった傾向も記載をさせていただきます。

この用途証明書を添付いただけていない背景としましては、ユーザーとの関係で提出することが困難といった事情も想定されますけれども、本制度をさらに適切に運用していく

ためにも、用途証明書を添付しない場合と添付した場合で、運用に差を設けるといった取組を行うべきではないか。さらには、事業者から少量新規制度申出につきまして、受付期間を延長してほしいといったお声もいただいております。それから、用途証明書の手続に関する簡素化についても御要望いただいております。こういった声も踏まえながら、受付期間、頻度の適正化、用途証明書の添付を促していくための合理化などの取組が必要ではないかということで、文章として記載をさせていただいております。

(1)は以上になります。

○田中室長 続けて、(2)特定新規（一般）化学物質でございます。

75行目からでございますが、平成29年改正化審法の施行後、合計25物質が特定新規化学物質として判定をされています。当該物質の取扱事業者に対するアンケート結果によると、取扱いの配慮、情報伝達等はおおむね遵守されており、改正事項はおおむね順調に施行されていると評価できるとしております。

また、今後も取扱事業者の実態把握を定期的に行い、適切な管理がなされるようにすべきであるとしており、他の審査特例制度の運用状況の確認等も積極的に実施し、実態把握に努めてはどうかとまとめております。

なお、(2)の項目については、第3回から変更がございません。

次のページに参ります。(3)その他附帯決議で指摘された事項でございます。

平成29年改正化審法の附帯決議におきましては、ここに記載の①から③について、適切な措置を講ずべきとされております。いずれの項目につきましても、おおむね順調に施行されていると評価でき、引き続き国内外の情勢や運用実態を踏まえて、制度の適切な運用を進める必要があるとまとめております。

(3)につきましても、第3回会合から変更点はございません。

二章につきまして以上となります。

○中村室長 第三章、その他の主な検討課題についてでございます。

1-1の①リスク評価の効率化・実効性の向上の部分でございますけれども、まず冒頭、スクリーニング評価は一通り実施されたとしてございます。一方、情報収集の範囲などに改善の余地がある、リスク評価に時間がかかっているといった指摘があると書いてございまして、これらの課題を解決するため、予防的な取組方法の考え方を踏まえ、有害性が確認されている化学物質に対しては、不確実な点があっても、科学的知見の充実に努めながら、柔軟な評価及び管理の仕組みを取り入れるべきなどの指摘がされているとしてござい

ます。

次のパラでございますけれども、今後は、現行のリスク評価のさらなる高度化・合理化を目指して、別途、検討の場を立ち上げて課題の洗い出し、改善を検討してはどうかとしてございまして、その課題としまして、a、b、c、スクリーニング評価、リスク評価、その他ということで挙げさせていただいているところでございます。

○田中室長　　続きまして、②Q S A R等の新たな評価手法（N A M s）の活用でございます。

N A M sにつきましては、一般的には、既存の試験方法と同等の精度・再現性があるわけではなく、また、既存の方法に比べてコストがかかり得るとの指摘もあります。しかし、N A M sの利用方法によっては、リスク評価の高度化・合理化に資する場合があります、N A M sの研究開発を促進し、国際的な取組に対して積極的に貢献することの重要性が指摘されています。

そのためとしまして、①のリスク評価の効率化・実効性の向上で記載されていた検討の場で、N A M sの概念やリスク評価への活用可能性等についても検討してはどうかとまとめております。

なお、ここに関しましては、第3回会合からの変更が6ページ目の136行目からの記載となりますが、①に記載している検討の場で、N A M sについても検討することを明記しております。その他内容の変更はしておりませんが、記載を簡潔にしております。

以上です。

○中村室長　　続きまして、③事業者自らによるリスク管理の推進でございます。

まず、これまで以上に事業者がリスク評価に貢献することが期待されるとしてございまして、現行の国によるリスク評価・管理の枠組みに加えて、事業者から国への有害性情報の自主的な提供、自らによる化学物質のリスク管理、括弧書きの中には、個別の化学物質の用途等に応じた適切な管理や、より持続可能な化学物質への代替に向けた開発等としてございますけれども、それらの推進に資する環境整備、インセンティブとしてどういった方策が有効かなどを検討してはどうかとしてございます。

続きまして、1—2の審査特例制度等でございますけれども、こちらは審査特例制度を利用した事業者に対しての事後監視は一定程度の効果を果たしていると評価してございまして、さらなる高度化・合理化に向けて、オンラインを活用した検査等の実態に即した方策を検討してはどうかとしてございます。

○内野室長　　続きますして、1―3. ライフサイクル全体を念頭にした循環経済への対応、153行目以降でございます。こちらにつきましても、3月の第3回で御議論いただきまして、文言の精査などを中心にしておりますが、大きな変更等はございません。

154行目、①循環経済への対応（プラスチック再生材）というところでございます。

循環経済への対応が進む中、将来的なりサイクルを見据えた安全性の確保のための取組を進めることが重要であり、化学物質管理の観点でも、資源循環を想定した施策を検討することが必要である。例えば、使用済みプラスチックからつくられたプラスチック再生材については、その利用に関する社会的要請が高い一方、規制対象の化学物質を含有すること等により、循環経済への対応が進まないおそれがある。他方で、化審法の規制（例えば、不純物の閾値）が循環経済の推進を阻害する可能性があるとの指摘もされている、としております。

その上で、資源循環と化学物質管理の両立を目指して、資源循環における化学物質管理の実態を踏まえて、運用改善などを検討してはどうかとして、aからfまで挙げさせていただいております。

まず、aでございます。輸入されるプラスチック再生材については、様々な形態があると思われるところ、化審法上の化学物質に該当する場合、その組成の確認や輸入数量の届出といった規制が適用されることを周知するなどして、その輸入管理を着実に運用する必要がある、としております。

bでございます。国内で使用済みプラスチックに化学反応を起こさせずに得たプラスチック再生材については、いわゆる化審法上の製造には該当せず、そのため化審法上の届出等は不要ではあるものの、それから製造される製品の品質管理の観点から、事業者間における情報伝達の取組などにより、適切に利用されることが望ましい。また、政策的な支援も重要である、としております。

170行目のcでございます。国内における他法令も含めた化学物質の情報伝達も考えれば、化審法において不純物として把握する閾値は、これまでどおり1%を維持すべきである、としております。

dでございます。製造・輸入されたプラスチック再生材に不純物として含まれている第一種特定化学物質のうち、国際的に管理に関する値が設定されているもので、我が国でも管理上限値を示しているものについては、閾値を設定し、適切な管理を実施してはどうか。また、現在管理上限値がないものについても、欧州POPs規則などの情報を参考に、閾

値を検討してはどうか、としております。

eでございます。ケミカルリサイクルに伴う残渣等について、化審法に基づき公示されている物質と組成や性状等が同等であることを事業者が示した場合にはそれを利用できるようにする等が考えられる。

fでございます。また、これらの措置に加え、使用済みプラスチックに含まれる化学物質による問題が生じないように、引き続き使用済みプラスチックの分別・回収・選別などの段階における化学物質の実態を注視してはどうか、としております。

②として「情報伝達の仕組みについて」でございます。

リスクベースの化学物質管理をライフサイクルで行うためには、化学物質の有害性や製品中の含有に関する情報を着実に製造者から使用者に伝達することが重要であり、サプライチェーンを通じた化学物質の適正なリスク管理は、GX（グリーン・トランスフォーメーション）や資源循環にも必要不可欠であることが指摘されている。

そのため、国際動向も踏まえ、ITシステム等も活用しながら、サプライチェーンのみならず静脈産業や海外も視野に入れた適切な情報伝達制度について、化審法により把握されている情報、例えば有害性情報等の活用可能性も含めた検討を進めてはどうか、としております。

○中村室長　　続きます、2. その他の化学物質管理に関する事項でございます。

2-1の①PFASに関する対応の方向性でございますけれども、まず、最初のパラグラフでは、国民の間で不安が高まっているということを書いてございます。

ページをめくっていただいて、そのためということで、PFOS等含有製品の適正管理・代替の促進、汚染拡大の防止、健康影響の未然防止、理解促進といった丁寧なリスクコミュニケーションに一層努めてはどうかとしてございます。また、国際条約で規制対象となったPFASは随時規制するとともに、その他PFASについても、科学的知見の収集と環境中の動態把握に取り組んではどうかとしてございます。

②国際条約への対応でございます。

プラスチック汚染に関する条約について書いてございますけれども、意見の集約には至っていないと書いてございます。今後の国際交渉の動向に注視しつつも、プラスチック中に含まれる化学物質への対応は重要課題であることから、関連する条約、化審法における有害性評価等に基づき、適切な化学物質の管理の在り方について検討してはどうかとしてございます。

2—2でございます。①化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブでございます。

国際的に、化学物質管理に取り組む事業者が市場で評価されるような仕組みの構築が注目されているとしてございまして、そのような取組を進める事業者の企業価値が向上し評価されるような施策として、サステナビリティ情報開示に係る国内外の動向を踏まえて、企業の取組の後押しとなる施策を進めてはどうかとございます。また、例えばと書いてございますけれども、確認できるリスクに応じて名称公示までの期間に差を設けることなど、より安全な代替の開発というGFCの考え方に基づく化学物質の開発を促進するような制度的なインセンティブを検討してはどうかとございます。

続きまして、②化学物質管理に関する人材育成の部分でございますけれども、主体間の交流を深めると同時に、若手人材を含めた専門家が活躍できる場を設けるなど、専門家を育成するための策を検討してはどうかとございます。

2—3でございます。①国際的な枠組み等への貢献という部分でございますけれども、科学的知見に基づく政策立案が国際的に進展するよう、我が国の経験や知見を国際的な取組に対して積極的に貢献してはどうかとございます。

続きまして、②ステークホルダーとの対話の部分でございますけれども、政策対話、各種セミナー、パブコメなどあらゆる機会を通じて、各主体の対話を促進させるような取組を実施してはどうかとございます。

事務局から資料1—1の説明は以上となります。

○東海座長 続いて、本日の会合を御都合により御欠席された委員から、事前にコメントを頂戴しておりますので、事務局から紹介させていただきます。

○中尾補佐 本日御欠席の赤渕委員より、事前に3点のコメントをいただいておりますので、代読させていただきます。

第1に、108行目以下の①リスク評価の効率化・実効性の向上につき、予防的な取組方法の考え方が導入されることが明記されたことは大変重要であると考えております。

もっとも114行目には、リスク評価の対象となる化学物質につき、有害性が確認されているものという限定が付されております。

この点につき、脚注4にも引用されております第6次環境基本計画では、このような環境影響が懸念される問題については、科学的に不確実であることをもって対策を遅らせる理由とはせずと述べられております。

化学物質のリスクを評価する際に考慮される要素としては、大別してその有害性と、その暴露可能性とがあるところ、標記文書の114行目は、化学物質の有害性については、科学的に確実であることを前提としている書きぶりであると解することができます。こうした書きぶりによっても、暴露可能性に関して科学的不確実性がある化学物質については、リスク評価の対象とすることが可能となり、この点は一步前進であると評価することができるかと思われます。

しかしながら、これは第6次環境基本計画に示された予防的な取組方法の考え方に照らして考えるならば、いささか片手落ちの感が否めません。これでは暴露可能性について、相当程度の科学的な確からしさを有していながらも、有害性については十分な科学的確からしさを得ているとは評されない化学物質については、そもそもリスク評価に進むことができないこととなり、このことがリスク評価の対象物質を選定する際の考え方として適当であるのかは、なお検討の余地があるかと思われます。

私といたしましては、有害性が確認されているという表現は、やや限定的にすぎる感があるように思われ、これを例えば有害性が懸念されているといった表現とすることをここで提案いたしたいと思ひます。

第2に、139行目以下の③事業者自らによるリスク管理の推進に関しまして、ここでは事業者自らによるリスク管理の推進のための環境整備やインセンティブについての検討の必要性がうたわれております。これらのことには異論ございませんが、事業者に対してはリスク管理と併せてリスク評価に必要な化学物質の有害性に関する情報の整正、収集を行うことも期待されてしかるべきであると考えます。

政府としては、優先評価化学物質に有害性の調査に関する化審法第10条第1項及び2項、有害性情報の報告に関する第41条第1項及び3項などを活用することなども視野に入れつつ、事業者からの有害性情報の収集に積極的に努めるべきであると考えます。

第3に、195行目以下の2. その他の化学物質管理に関する事項の①PFASに関する対応の方向性についてであります。いわゆるPFASに関しては、197行目から198行目にかけて記載のあるとおり、国民の間で不安が高まっているところ、これに対する政府の対応としては199行目から203行目までにかけて記載があります。思うに、これらの化学物質についてこそ、上記第1点で取り上げた予防的な取組方法の考え方に基づいたリスク管理の在り方が検討されるべきであり、ここでは予防的な方法の考え方が登場しないのは、これまた手落ちとなるのではないのでしょうか。こうした考え方をどのように具体化していく

かについては、様々な議論がありましようが、例えば一部の地方公共団体で実施されている健康調査に対する支援なども議論の俎上にのせられることがあってよいと思われます。

以上でございます。

○塚崎補佐　　続きまして、本日御欠席の鈴木委員からもコメントをお預かりしておりますので、代読をさせていただきます。

資料1-1の1-1、①についてでございます。予防的取組方法を踏まえての管理の仕組みに関する検討は、不確実性、あるいは不完全さを持つ科学的知見を有効かつ効率的に管理に生かしていくために重要な事項ですので、しっかりと検討をお願いいたします。

この際に、予防的取組方法か否かというような二分論的な議論にとどまるのではなく、予防的な考え方をリスク管理全体の中でどのように活用していくかを柔軟に考えることが有効な方法に結びつくと考えるので、この点を意識して検討を進めていただければよいと思われます。

続いて、1-3の①プラスチック再生材の部分についてのコメントを頂戴しております。プラスチック再生材の扱いについては、少なくとも廃棄物、化学物質、貿易の3種類の法制度が関わると思われますが、それぞれの法令の間でのある種伝統的な線引きが化学物質管理としての合理的な運用を難しくするようなことがないよう、措置の検討をお願いします。そのためにも、情報伝達の仕組みを進めることが有効な方法になると思われますが、これには技術的検討と制度的検討の双方があるので、ともに、さらに検討を進めていただくようお願いしますとのことまです。

続きまして、2-1の①PFASについてでございます。PFASについては、案の方向性でよいと思うが、御指摘のとおり条約、あるいは化審法等で対象になる物質とその他のPFAS全体の双方ともに重要なので、双方ともに意識しての検討をお願いしますとのことまです。

以上になります。

○東海座長　　ありがとうございました。今の赤渕委員と鈴木委員からのコメントに対して、事務局から御返答をお願いいたします。

○中村室長　　環境省事務局でございます。まず、赤渕委員から3点御指摘、御意見をいただいたところまです。

まず1点目は、有害性が確認されているという表現についての御意見だったかと存じます。この有害性が確認されているが意図するところまですけれども、必ずしも新規

審査と同等の厳密性を持った確認ということではございませんので、後段のNAMsなど新たな評価手法で広く情報収集した結果、そういったものも含めた、より幅広い範囲の情報を反映していくと考えているところでございます。そういった趣旨も込めまして、科学的知見の充実に努めていく姿勢について、その直後にも明示しているところでございます。

また、予防的な取組方法の考え方につきましても、フットノートで環境基本計画の表現をそのまま抜粋しているところでございますけれども、ここにありますとおり、科学的知見の充実に努めながら、柔軟に評価や管理の仕組みを取り入れていくという趣旨でございますので、そういった意味で、御指摘の趣旨は反映できているのかなと考えているところでございます。

また、2点目の事業者からの有害性情報の提供というところでございます。これまでも関係の3省では、事業者からの有害性情報の提供をお願いしているところでございまして、直近でも3省で情報提供の呼びかけを行っているところでございます。今般、改めてその重要性について御指摘いただいたところでもございますので、引き続きそういった情報の収集を進めてまいりたいと考えているところでございます。

3点目、PFASの部分で、予防的な取組方法という言葉自体は、このパートには書いていないところではございますけれども、第三章の冒頭で、予防的な取組方法の重要性についても記載されているところでございますし、また、このパートでも、その他PFASについても科学的知見の収集、環境中の動態把握に取り組んではどうかと書いてございまして、まさに予防的な取組方法の考え方も踏まえて取り組んでいくものを意味しているところでございますし、これまでもそういった考え方に基づいて各種取組を進めているところでございます。

また、末尾に健康調査に対する支援というような言及もいただいたところでございます。こちらについては、化学物質審査規制法の範疇からは少し外れてしまうのかもしれませんが、環境省としましても、これまでもPFASと健康影響の関連性を明らかにするための各種取組を進めているところでございまして、引き続き取り組んでいくこととしているところでございます。

続きまして、鈴木委員からの御意見についてでございます。

こちらについては、いずれも今後の検討に当たって非常に重要な御示唆、御指摘をいただいたと考えているところでございます。今後の検討に当たって、いただいた御指摘を踏まえて、しっかりと検討していきたいと考えているところでございます。

事務局からは以上です。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、ディスカッション、フロアの委員の皆様によりたいと思います。御質問、御意見等、よろしく願いいたします。柿本委員、どうぞ。

○柿本委員 柿本でございます。御説明ありがとうございました。私からは2点ございます。

赤淵委員と同じ意見でして、114行目のところです。予防的などということばを入れていただいていますので、そこは評価いたしますが、有害性が確認されてというところございますが、予防原則によれば、確認されてからでは間に合わない場合が考えられますので、有害の可能性が示唆されたり、懸念されるなどの化学物質に関しても網をかけていただきたいです。

2点目、こちらも重なりますけれど、PFASに関する対応の方向性というところがございます。201行目、丁寧なリスクコミュニケーションに一層努めるということですが、もちろん丁寧なリスクコミュニケーションによって、正しい情報、正しい研究成果などについて国民に情報開示していただくのは非常に重要なのですが、やはり予防原則にのっとったリスク管理ということも並行して実施していただきたいとかがえます。

以上でございます。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、白石委員長、どうぞ。

○白石委員長 ありがとうございます。私も同じところで、今、御意見を伺っていて少し気になったので、発言させていただきます。

有害性が確認されている化学物質についてはということなのですが、有害性が確認されていない化学物質については、ここの文面には全く言及されていないですが、例えば監視化学物質としても既に取組がなされている状況であろうと理解しております。

それは環境基本計画でいうところの長期にわたって極めて深刻な影響、あるいは地球環境に広がってしまった場合に、難分解、高蓄積性のものがあって、有害性が分からないけれどもというところで、監視化学物質の制度が既にあるということは、ここで言及しておいてもいいのかなと思いました。

あと、同じ並びで115行目に柔軟な評価という言葉があるのですが、これはまずいのではないかなと。多分、柔軟なリスク判定だと思うのです。判定という言葉に変えていただいたほうがいいのかなと感じました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。続きまして、亀屋委員、どうぞ。

○亀屋委員 亀屋です。ありがとうございます。

違う場所になりますけれども、155行目の将来的なりサイクルを見据えた安全性の確保の取組は非常に大事なことだと感じております。ただ、154行目から始まるのがプラスチック再生材についての具体的な記述になっていまして、そこで私の受け止め方が正しいのか確認なのですけれども、再生材、今、流通しているもの、直近で流通しそうなものは、数年もすればなくなってくるのかなとも思われるのですが、その後、これから新しく製造しようとしているプラについても、これからの再生材よりも、さらに効率的にリサイクルが行われるように、いわゆる新しく製造されるプラについては、当然のごとく a から f にあるような具体的な取組が早い時点から取り組めるのではないかと思いますので、その辺が次の②の情報伝達のところで読めばよいのか、①のところにもそういったものが含まれていると解釈していいのか、いずれにしても必要だと思いますので、御検討いただければと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。今、お手が挙がっているのは栗生木委員、大塚委員、須方委員、一旦ここままで区切らせてもらって、事務局から返答いただきたいと思います。それでは、栗生木委員、お願いします。

○栗生木委員 御指名ありがとうございます。栗生木でございます。私も循環経済への対応、プラスチック再生材について少し質問とコメントをさせていただきます。

1点目、質問なのですけれども、7ページのb、2行目、それから製造される製品の品質管理の観点からとありますが、ここの製品の品質にどういった意味合いが含まれるのかというところを確認させていただきたいと思います。

このプラスチック再生材の一番最初、安全性と循環のことを書いておりますけれども、その両方を含むのか、それとも別の意味なのかというところを確認させていただきたいと思います。

2点目、記述のfでございます。これまでaからeのところまでは化審法にかかり得るプラスチック再生材が、化審法上のプラスチック再生材の製造に関して、化審法上の化学物質に該当する場合に関するお話をさせていただいていると思います。それに当たって、fの1行目の使用済みプラスチックに含まれる化学物質による問題の意味合いをもう少し明

確にしたほうがよいような気もしますし、aからeのコンテキスト、文脈を踏まえると、プラスチック再生材に含まれる化学物質による問題のほうが自然なようにも見受けられますので、この辺の御説明をお願いしたいと思います。

これを踏まえまして、コメントなのですが、プラスチック再生材については、プラスチック再生材の製造に至るまでに幾つかルートがあると思っています。それは国内で製造されたプラスチックが何らかの製品に適用されて、使用済みプラスチックになって再生材、原料として投入される。次が、海外で製造されたプラスチックが新しい製品となって日本に来て、それが消費されて使用済みプラスチックになって再生材に至る、最後はaに書いていただいているような輸入のプラスチック再生材かと思っています。

これら幾つかのルートを経て得られたプラスチック再生材が、容器包装なり自動車なり家電製品なり日用製品それぞれに使われていくわけで、ここでの究極的な目的は、プラスチック再生材が使われた製品が、それぞれの用途において安全であることを確保しつつ、かつ、新しい製品にプラスチック再生材が積極的に使われるということではないかと思ひ、それが資源循環と化学物質管理の両立ではないかと理解しています。

その上で、恐らくaからeないしfまでで議論されているような化審法に係る適用範囲で処理できる事柄と、廃棄物管理・資源循環に係る政策で処理される事柄ないしは製品政策で処理される事柄、そして課題がそれぞれに出てくると思ひまして、いわゆる安全性と循環性を両立するためには、それぞれの政策でどのような適用のなされ方をすべきなのかを、この議論をきっかけにしてさらに議論をすすめていただくことが今後重要ではないかと思っています。

加えて、特に循環性ということを考えた場合に、これからプラスチック再生材の需要が高まっていることから、添加剤を含め循環性を上げるための開発も並行して進められると理解しています。新しく開発される化学物質に関しても十分なリスク評価なりをすることによって、効率的かつ循環がよりよく進むというところも将来的には考えていただけるとよいかと思ひました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。続きまして、大塚委員、お願いします。

○大塚委員 どうもありがとうございます。2点申し上げさせていただきたいと思ひます。

1つは、114行目の、先ほど来、赤渕委員とかの御意見があるところでございます。環

境省におかれましては、これは新規の審査と同じではないとか、NAMsなどのケースと同じようにということをおっしゃっていただきましたが、この文からは読めないで、確認がされた場合だけだというように読めてしまうので、国民向けに出すものですから、誤解を与えないようにしていただくことが結構大事なかなと思っております。

先ほど来の赤渕委員の御意見のように、暴露可能性がはっきりしているもので、有害性に関しては確認まではなされていない、有害性のおそれがあるようなものに対処する必要があるケースがあるということは、予防的アプローチからは結構大きな問題になりますので、おそれがあるというように変えることを提案させていただきたいと思います。

柔軟な評価を白石委員がおっしゃったように、判定にすることにも賛成でございます。

以上、第1点でございます。

第2点は、7ページの184行目、②情報伝達の仕組みでございます。ここに書いてあることに関しては異論ございませんが、一言申し上げておきたいのは、CMPについては、前にも御説明があったところで、私も非常に期待しているところでございます。現在、まず上流から下流への流れをお考えになっているようですが、プラスチック再生材も含めて、リサイクル材を生産のほうに投入していくことは、20%再生材が必要だというEU E L V指令との関係でも今後出てくる可能性が極めて高いということでございますので、まさに我が国の生産のために、産業界のために極めて重要なポイントになってきているということがございますので、上流から下流への流れだけではなく、S I Pでも検討されていると思いますけれども、リサイクル材、再生材の活用に関しても情報の中に入れていく、CMPの中に入れていくことをぜひ早くからまとめて御検討いただけると、大変よいのではないかと一言申し上げさせていただきたいと思います。

以上でございます。ありがとうございました。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、須方委員、どうぞ。

○須方委員 私からは、61行目から71行目のところに書いてございます少量新規について1点触れさせていただければと思います。

64行目で、申出件数全体の3割程度については用途証明書が添付されていない傾向にあり、ユーザーとの関係で用途証明書を提出することが困難な場合について、前回、第3回の制度構築ワーキンググループで私から申し上げた点について記載いただき、また、今後の方向性でも検討くださり、この場をお借りして御礼を申し上げます。

一方で、第3回の制度構築ワーキンググループの後、弊協会でも限られた数ではござい

ますが、事業者様に用途証明書の添付状況や、添付していない場合の理由について、調査をさせていただきました。調査結果では、様々な理由があることが分かりましたので、お時間いただきまして、その一端を紹介させていただきます。

顧客、いわゆる使用者様による本採用が決定された後に研究開発用途として製造していた化学物質を商業利用することを想定し、製造前申出を研究開発の段階に行っている場合がございます。なぜかといいますと、研究開発用途で余ったものをそのまま廃棄することによる不要な環境負荷を避けるために、無駄なく使用するための措置をとるためです。

しかしながら、現在の制度では、申出を行うにあたり、使用者により発行された用途証明書の提出がもとめられています。即ち、研究開発用途で余ったものを無駄なく、商業用にも使うには、どうしても使用者様が決定する前に申出をしないといけないため、使用者様が発行した用途証明書が提出できないということになります。このような現状の制度における問題点があるということについても目を向けていただければと思います。

振り返って考えてみますと、少量新規というのは文字どおり少量の製造、輸入を対象とした制度ですので、事業者様の多くは、私が申し上げました研究開発の後期から、ビジネス開始初期の段階でこの制度を利用される方が実は多いかと思えます。今、紹介しました事例は数社から確認されております。この様な事情がございますので、既に御確認いただいておりますユーザー様との関係の中でという部分も確かにございますが、少量新規の制度の中で求められている状況やその制度の趣旨を考え、無駄なく化学物質を使用しようとしたときに、どうしてもこの様な問題が出てくる場合があるといった点についても丁寧に目を向けていただいて、制度をよりよくするという観点で丁寧に検討いただけたらと思うところでございます。

以上です。

○東海座長　　ありがとうございました。今、お二方、さらに手が挙がっておりますけれども、これまで出てきた意見に対しまして、事務局から御回答をよろしく申し上げます。

○中村室長　　環境省事務局でございます。114行目の有害性が確認されている化学物質というところについて、幾つか御意見いただいたところでございます。

こちらにつきましては、確認の粒度はいろいろあると先ほど御説明させていただいたところでございますけれども、いずれにしても何らかの情報が確認されているという趣旨を踏まえて、このような記載とさせていただいているところでございます。

実際に、一番最初にスクリーニング評価という評価の段階があるのですけれども、そち

らでも有害性に係る情報がない場合とか、暴露クラスが高いとか、いろいろな状況を踏まえて、柔軟にというところもあるのですが、一定の有害性があるものとみなして、デフォルトの有害クラスを付与して評価するというような取組もしているところがございます。

いずれにしても、今、幾つか御意見、コメント、また、大塚委員からも国民に対して誤解を与えないという御意見もいただいたところがございますので、表現については、また事務局で考えさせていただければと思います。

また、柔軟な評価を判定にという御意見をいただいたところがございます。こちらにつきましては、今し方御説明したように、評価の在り方そのもの、仕組みそのものも柔軟にしていくというような趣旨で書いているところがございます。柔軟な判定という御意見をいただきましたので、その趣旨をどのように組み入れるのかというところにつきましても、また事務局で検討させていただければと思います。

○内野室長 経済産業省事務局でございます。亀屋委員と栗生木委員にプラスチック再生材や資源循環への対応というところについてコメントを頂戴いたしました。

まず、亀屋委員から1-3、①のところは、今、リサイクル対象のものに限るのかという御質問をいただいたように思っておりますけれども、そこは限定したということでもございません。ただ、足元、プラスチック再生材のリサイクルの動きは、それ自体がまさに動き出したばかりというような認識もこちらとしては持っておりますので、そこについて整理すべきものについて整理をさせていただいたところがございます。

おっしゃるように、これから製造されるプラスチックについても、こういった循環が円滑に進むような考え方は、情報伝達の仕組みのところでも読み得るのかということに関しては全くおっしゃるとおりだとも思っております。

栗生木委員からいただいた御質問の7ページ目、bの品質管理の意図が循環を指すのか、安全性を指すのかというところがございます。循環に関する品質管理についての解釈が、私ども、化学物質管理の担当部局として読み取れているかはあるかもしれませんが、基本的には化学物質に関する安全性というイメージで、品質管理という趣旨を書かせていただいたところがございます。もちろん今後ずっとリサイクルされていくということに関して、そこも想定した上で、プラスチック再生材に含まれる化学物質の管理についてどうするかというところについての問題意識をまとめさせていただいているところです。

fについての使用済みプラスチックの問題は具体的に何かというところがございますが、aからfは基本的に化審法に入る範疇の整理として書かせていただいたのですけれども、

第3回で図式もちょっとお示しいたしましたが、プラスチック再生材になる前の再資源化事業者なのか、その手前なのか、そういったプロセスにおいて問題が全くないということではないという趣旨での「問題が生じないよう」ということでございまして、何らか具体的な問題を想定していたということでも、そこが全く大丈夫ということでもなく、当然、そこも目配せをしながら取り組んでいく必要があるといった思いを込めたところでございます。

いただいたコメントについてはおっしゃるとおりかとも思っており、コメントとして頂戴したところでございます。

あと、大塚委員、CMPについて励ましのお言葉を頂戴しましてありがとうございます。リサイクル材の活用について、早期からというようなコメントを頂戴したと思っております。こちらについては、第2回、11月8日のところで、CMPの取組とともに静脈産業側での情報伝達の仕組みの検討、先ほど大塚委員からもいただいたSIPの検討状況なども御紹介させていただいておりますが、そういったところの検討と密接に連携していくことが必要だと我々としても考えているところでございます。

○水野企画官 須方委員から用途証明書について、提出ができないという実態についてもお示しいただきまして誠にありがとうございます。

私どもも、こういった実態を把握させていただきながら運用改善に努めてまいりたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

以上でございます。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、現在6名の委員から手が挙がっております。織委員、金原委員、早川委員、本間委員、増沢委員、そして小野委員、ここまでで一旦区切らせてもらって、事務局から返答いただきます。それでは、織委員、お願いします。

○織委員 ありがとうございます。私もプラスチック再生材と化学物質管理とその後の情報伝達のところについて、ちょっとコメントを述べさせていただきたいと思います。

このプラスチック再生材と化学物質管理については、再生材の社会的な要請と安全性の両立に対する認識を示されたという意味では、すごく素晴らしいことだと思います。ただ、再生材の利用促進と安全基準の両立をどのように図っていくのかとか、これについては、より科学的な根拠を示しながら、どのようにしていくのかという議論をもっと進めていかなければならない点だと思っています。

先ほど委員がおっしゃった可塑剤の話ですね。これからプラスチック再生材として使用していくときに、そもそも可塑剤のところをどう扱っていくのか、化学物質管理の中とまた違う可塑剤のことを考えていったとき、製品の中に使っていく化学物質が限定されていくのかどうかといったような話にもなってくる可能性があると思うのです。

ですから、この部分については、政策的なニーズはEUの廃自動車指令の中で使用が義務づけられていることや要請はあるのですが、科学的な基準値の確立が何よりも重要になってきますし、そこについては業界横断的に、どういったところで安全基準と再生利用の両立を図っていくのかということについて、今後ぜひ御検討いただくということをどこかに入れていただく必要があるのではないかと思います。

そのような検討がなされたとして、これが具体的に中小企業に与えるコスト影響はどういったものかということに全く触れていないですが、そういうところについても触れておく必要があるのではないかなという気がします。

それから、情報伝達に関わる部分と、また、再生材の利用促進と安全基準の両立に関わる部分、供給事業者の品質に関わる部分について、どのように考えていくのかということを含めて今まで議論されていないのですが、化学物質が製品に含有され、廃棄物になり、それがまた再生材の利用促進、再生材として利用されていく、それが安全性も確保しなければいけないといったときに、供給事業者が安全・品質を考えていくための分析手法という、そういった議論が今のところ全然なされていないので分析手法に関する議論が必要になっているということも指摘しておきたいと思っております。

化学物質に関する情報について、個々の事業者が有する程度は非常にばらつきがあるという現状において、データベースを構築するなどしてこの資源循環における化学物質管理をきちんとやっていくということが足元ではなかなか見えないという気がしています。

以上です。

○東海座長　　ありがとうございました。それでは、金原委員、お願いします。

○金原委員　　ありがとうございます。金原です。3点お聞きしたいです。

まず、3ページのライン61からです。環境排出量の用途証明書が添付されないというところで、運用に差というように書いてあるのですけれども、そこら辺が判然としないというのありました。

先ほど須方委員が言われたように、事業者によっては研究開発用で余ったものを使いたいというときには、やはりなかなか用途証明が出せないみたいな御発言があったと思うの

ですけれども、それが3割あるとあまり思えない気もしまして、どのような取組をして用途証明書の提出率を上げるのかみたいなのがちょっとよく分からなかった。

資料1—2のパワーポイントの6ページ目に今後の方向性①というのが書いてあるのですけれども、それを読んでも何となくこれが削減につながるのかというのが、私が見た限りではよく分からなかったというところが1点であります。

2点目、先ほどのリスク評価の効率化・実効性の向上という本文の108行目からであります。今ちょっと思っていることが1つあるのは何かというと、例えばPOPs条約に近年かかっているデクロランプラスとか、UV—328という物質がありますけれども、それらはプラスチック添加剤です。これは、化審法上は物質として登録されているわけでありまして、そういう意味では審査に通っているわけでありまして、そのときに有害性が確認されているかどうかはちょっと分からないですけれども、そういう意味では、そういう物質が実際POPs条約でAnnex A、廃絶になっているというのが実際です。

それらの物質は、実際は153行目からのライフサイクルということで、プラスチック再生材に関わってくる物質がありまして、それらはプラスチック添加剤として入れられて、現状、恐らく再生材として回っているという現状があると。

そういう意味では、184行目からの情報伝達の仕組みというのは重要になっているということでもあります。

今後の傾向としても、やはりプラスチック添加剤で今まではオーケーと思われていたものが規制に引っかかるということが出てくる可能性はあります。その判断はどこでやるのかは難しく、今までの物質で通っていたものをもう一回見直すとしてもデータはあまり変わらないので、我々が見た限りでは、やはり化審法上は通っているというようになる可能性もあります。ただ、POPs条約の議論の中でいろいろなデータ、統計データも含めて出してきたときに、POPsとして判定されて、それが市場に既に出回っていて、それが再生に回っていくというようなことは起こり得ると思われまして。

だから、そういう意味では再生材の扱い、それから情報伝達の仕組みをしっかりとつくっていかないと、やはりいろいろとそういう物質が回っていったときの影響が大きくなるのではないかと考えています。

以上3点、運用の面とリスク評価と情報伝達に関して質問というか意見でありました。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。続きまして、早川委員、お願いします。

○早川委員 早川です。よろしく申し上げます。私も184行目の情報伝達の仕組みの在り方についてです。

化審法は、例えばREACHのような製品を含む規制となっていない以上、上流から静脈産業、海外も視野に入れた適切な情報伝達制度が必要だというのは非常に強く共感しているところです。

先ほどの説明では、CMPというのは静脈産業まで含めて積極的に推進の検討をしているということだったのですが、廃棄物は廃棄物処理法など、ほかの法律で管理される中、静脈産業まで含めた情報伝達制度というのは、今の制度のままでは対応が難しいのではないかと考えられます。関係法令と併せて相互に対応していかなければいけない課題なので、情報伝達をただ推奨するとかということではなく、きちんと責任がある形で制度を構築していく議論の必要があると感じています。

以上コメントでした。ありがとうございました。

○東海座長 ありがとうございました。続きまして、本間委員、お願いします。

○本間委員長 私からは、今議論になっている114行目の有害性が確認されているについてです、他の委員からも多くの意見をいただいている点です。私としても、その前の予防的な取組方法から続く言葉としては、有害性が確認されているよりも、懸念されるのほうが、しっくり来るような気がします。ただ、この文言に関しては、先ほど説明をいただき、分かりやすいように少し修文するということをお願いいたしましたので、適切な言葉を使っていただければと思います。例えば、限定的な情報ではあるが、有害性が懸念されているとか、そのような書き方もあるのではないかと考えています。

その次に、もう一つ文言としては、柔軟な評価ということも、私としても少し違和感があるところです。117行目には、これらを踏まえ、今後は、現行のリスク評価のさらなる高度化・合理化を目指しという文言がありますので、ここは柔軟なというよりも、合理的なというような文言のほうが、何となく私としてはしっくりくるので、今言った点を事務局、文言を少し考えていただければと思います。よろしく申し上げます。

○東海座長 ありがとうございました。続きまして、増沢委員、お願いします。

○増沢委員 ありがとうございます。増沢です。私からは2点ございます。

1点目は、先ほど来、赤渕先生をはじめとしまして多くの委員の先生方が御発言しているとおりなのですが、114行目以下の予防原則に関する記述について、ちょっと狭過ぎるという御指摘で、事務局のほうでも対応されるというコメントがありましたが、そ

の点については私も同感です。

当初、この部分は前回の委員会の指摘の例示かと思って読んでおりましたが、やはり、文章としてそれだけで終わってしまうと、予防原則の適用範囲をかえって矮小化してしまうような懸念もありますので、もう少し一般的な表現で広く読めるようにしていただけるとよいかと思います。

文言に関しては、先生方からもいろいろと御指摘があったところですが、例えばリスクに関し、情報が不十分な場合であっても一定の知見が得られている場合は云々、という形があると思います。現在のように「確認」といった言葉が出てくると、若干独り歩きするような懸念もなきにしもあらずだと思いますので、その点に関しましてはいろいろと工夫していただけるとありがたいと思います。

もう一点はP F A Sに関する部分で、202行目から203行目辺りのところで、この点についても既にほかの委員の先生から御指摘がありましたけれども、その他P F A Sについて、科学的知見の収集と環境中の動態把握に取り組むのはもちろん必要かと思うのですが、それで終わりかという印象を受けざるを得ないので、もう一步踏み込んで、例えば動態把握に取り組み、必要に応じて対策の要否を検討してはどうかといった、どこまで踏み込めるか分かりませんが、予防的な取組方法にのっとるのであれば、もう少し踏み込んだ表現があってもいいのではないかと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、小野委員、お願いします。

○小野委員 小野です。御説明ありがとうございます。私からは、第三章のその他の主な検討課題について、コメント1点と質問1点させていただきます。

コメントは、1—3のライフサイクル全体を念頭にした循環経済というところで、ここはほかと比べて書きぶりが少し細かいとは思うものの、題材が非常にタイムリーで時宜を得たというところで、ここまできっちり書いていただいたことは、とてもよいことだと思っています。

特に、dの不純物として含まれている一特のうち、管理上限値を示しているものについては、閾値を設定し、適切な管理を実施というところは、かなり早急に対応が求められているのかなと私どもも認識しているところでございます。管理上限値がないものについても閾値を検討。実際、私どもも研究開発の中で、事業者さんからこういった質問や要望を受けることが複数回ありまして、既に再プラを使おうとしている事業者さんがかなり困っ

ているという声を耳にしておりますので、こちらでお伝えさせていただきます。

もう一点、質問ですが、8ページの2-2の①の事業者へのインセンティブという項目は、ちょっと戻りまして6ページの1-1の③事業者自らによるリスク管理の推進というところと相当程度同じことを指しているように思うのですけれども、同じなのか違うのかというところがちょっと分からなかったので、教えてください。

2-2の①には、より安全な代替の開発とありまして、安全の判断には結局リスク評価をしなければいけないので、これはやはり事業者が自らリスク評価をなささいと言っているようにも思えますし、文言が1-1の③では、より持続可能となっていて、こっちがより安全となっていて、多分それは両立することですが、この書き方と同じものを指しているのか、違うものを指しているのか、そうさせたいのかどうかというところがちょっと分かりづらくもし今の時点で整理がついていたら教えていただければと思います。よろしくをお願いします。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、6名の委員に対するコメントをお願いいたします。

○内野室長 経済産業省事務局でございます。コメントありがとうございます。

織委員の御示唆は、大変恐縮ながら、一部音声のつながりの関係なのか、私ども全部をお伺いできたのか自信がない部分も若干あるのでございますけれども、プラ再生材ですとか、情報伝達についてのさらなる深掘りの御意見を頂戴したと認識してございます。

再生材の利用を促進するための添加剤、可塑剤という例を挙げておられたと思いますけれども、その基準値の在り方ですとか、そういったところは化学物質管理ではあるのですが、循環政策全体で今後また議論していくところなのかとも思っておりまして、いずれにしても、その辺りの問題意識は非常に重要なものと思っております。

金原委員から頂戴した情報伝達のところにつきましても、おっしゃるように、まさにP O P s 条約で廃絶対象になったものには、プラスチック添加剤のものもございますので、それが規制前に添加されたことによって、リサイクルの段階で含まれるということは我々も想像しているところでございますので、こういった情報伝達の仕組みが、先ほどから複数の委員からも頂戴しております静脈との連携ですとか、製品段階から廃棄段階に至るまでちゃんと伝達されていくような、早川委員の御示唆もそうだったと思いますけれども、そういったところを我々も念頭に置きながら進めていくということが大事であると考えております。

プラスチック再生材のところを中心に、先にお答え申し上げますけれども、小野委員から頂戴したライフサイクルのところ、今、整理をしておく必要があるというところで、この場で御議論いただいたことは我々としても非常にありがたく思っているところです。特に第一種特定化学物質の管理上限値についての、既にリサイクルに取り組まれている方々をはじめとする方々のお声をいただけたことも大変ありがとうございます。

御質問いただいておりました、2-2の①化学物質管理に取り組む事業者へのインセンティブと、1-1の③事業者自らによるリスク管理の推進というところのインセンティブの違いがあるのかどうかといった点についてでございます。

こちらは、2-2の①の化学物質のリスク評価やより安全な化学物質の開発などの化学物質管理に取り組む事業者が市場で評価されるような仕組みの構築が注目されているというところで、216行目ですが、事業者の企業価値が向上し評価されるような施策というのは、小野委員おっしゃるように139行目からの1-1③事業者自らによるリスク管理の推進において記載されている、環境整備やインセンティブといったものと類似性が高いと考えております。

一方で、218行目から、「また、現状における名称を公示する必要性と競争条件を著しくゆがめないための配慮の必要性を確認の上で、名称公示までの期間に差を設けることなど」といったところの、「より安全」といいますのは、どちらかといいますと、我々でいいますと、新規化学物質の審査の段階で評価をいただくものを想定してございました。

従いまして、この意味での「安全」といいますのは、どちらかというところとハザードの観点、暴露と有害性の2軸というよりは、毒性の観点での安全という意味で、毒性がより少ない化学品を開発していただきたいという方向性に事業者の方々の化学品の研究開発を振り向けていくことは可能かというような意味で、制度的なインセンティブと記載してございます。その意味では、複数の意味で2-2については、インセンティブのところをまとめて記載しているというところでございます。

○中村室長 環境省事務局でございます。

まず、114、115行目辺りの表現につきまして、引き続き本間委員、増沢委員から御指摘いただいたところでございます。具体的な修正の案もいただきましたので、先ほどお答えしましたとおり、いただいた案も参考にしながら修正を考えていきたいと思っております。

また、増沢委員から、PFASについて、もう一步踏み込んだ表現ができないかという話をいただいたところです。当然、環境省といたしまして、様々な取組と同時に具体的な

アクションもしているところがございますので、そういったところを何か書けないかというところは検討したいと思います。ありがとうございます。

○水野企画官 経済産業省から1点、金原委員から御指摘いただいております用途証明書のところでございますが、3割提出していただけないということで、方向性として3つ挙げておりますけれども、御指摘のとおり、これ以外にもいろいろ実態を把握しながら、提出できない理由もあると思いますので、そういったところも引き続き把握しながら、これに限らず改善策は検討してまいりたいと思います。

以上でございます。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、引き続き御質問いただきたいと思えます。蒲生委員、どうぞ。

○蒲生委員 ありがとうございます。蒲生です。2つ作文上の確認と、2つコメントということでさせていただきたいと思えます。

1つ目は、74行目からの特定新規の化学物質のところなのですが、最初のパラグラフで、おおむね遵守されている、あるいはおおむね順調に施行と書かれている一方で、81行目に、定期的に把握を行い、適切な管理がなされるようにすべきという文章がございます。これは、おおむね適切ではあったけれども、一部、不適切な事例があったので、こうするという話なのか、あるいは引き続き適切な管理が行われるようにするという意図なのかを明確にさせていただければと思いました。

それから、82行目に他の審査特例制度という記述があるのですが、この文章を読まれる方は、必ずしも制度に十分に明るくない方もおられるかと思うので、「他の」という辺りは少し書き下していただくのが適当かなと思いました。これが1つ目でございます。

もう一つは、201行目、P F A Sのところなのですが、「国際条約で規制対象となったP F A Sは随時規制対象とする」という文章で、国際条約を担保するというか、国際条約での決定を受ける形で当該物質を規制対象とする実態があるのは分かるのですが、私としては、これまでは、改めて化審法上の要件に適合するかを審査した上で規制対象としているということかなと理解しておりました。ここの記述は、国際条約を機械的に受ける制度、すなわち化審法で機械的に規制対象とする可能性や方策も含め検討していきたいということなのか、あるいは、ここも引き続きのやり方にて対象としていくということなのかについても明確になればいいかなと思っております。

ここから2つコメントなのですが、インセンティブの話が大変よい記述だと思っ

ております。化審法自体は基本的には規制、制限を課す法律だと思いますし、その見直しも、高度化あるいは合理化といった観点だったかと思います。その中で、インセンティブを付与する制度を考えるという視点が今回出てきたというのは、化審法の中でも相当大きいポイントになるのではないかと思います。先ほど御説明があった内容、まず取りかかるところからかとは思いますが、この視点についてより議論を深めていただければと考えております。

もう一つ、いろいろな委員会で機会があるたびに述べているのですが、行政コストの削減につながるような合理化ということも、いろいろな取組でなされているかと思えます。そういう行政コストの削減は、引き続き行政サービスを低下させない範囲でしっかり取り組んでいただくとともに、そういう取組がある、行政コストを下げているという辺りをこういった文書の中でもアピールしていただくことは、国民にとってはいいのではないかと感じました。

4点、以上になります。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、広瀬委員、どうぞ。

○広瀬委員 どうもありがとうございます。私からリスク評価のところ、115から117～118にかけてです。

先ほど本間先生からも柔軟なというのはちょっと違和感というか、合理的なという感じで言われているところは私もそう思っていて、とは別にして、その後、課題に対しての検討の場をつくっていくという文言を見ていくにつけて、その後のNAMsの話もここに加わってくるということになっているのですけれども、現状の中でリスク評価が停滞している原因は、基準値を決める、あるいは数値を決めるところまでやるということになると、NAMsではなかなかハードルが高い。かといって使わないわけにはいかないということを見ると、課題そのもの、要するに管理方法もある程度変えていくとか、ハードルとか、目標を変えていかないと、精緻化、高度化だけではやはり使っていけないので、そういう検討も含むような書きぶりにしていただければ。だから、評価だけのというよりは、評価と管理もやっていくということを検討していただくと効率がいいのかなと思いました。

その検討の方向性は、今は対象ではないですが、先ほど言った再生材の中に入っている化学物質をどのようにリスク評価していくかということも見据えたものとなると思えますので、よろしくお願いいたします。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、小川委員、お願いします。

○小川委員 ありがとうございます。8ページの223行目のところで、化学物質管理に関する人材育成ということなので、こういう書きぶりになるのはそのとおりで思っているのですけれども、リスクの評価についても、やはり人材育成は非常に重要ですので、研究等の推進を通して、評価ができる人材を確保していくことも重要なことだと思っておりますので、書きぶりとしてこれでしょうかないのかなというところはありますけれども、そういった観点も御検討いただければと思いました。よろしく願いいたします。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、岸本委員、お願いします。

○岸本委員 私も誰もコメントしていないところをコメントしようと思っていて、まさに今御指摘があった223行目の人材育成のところなのです。

ご指摘のとおり、私も、リスク評価が意図的に抜けているような書きぶりだったらまずいと思って、もちろんリスク管理の中に含まれているのかもしれないのですが、広く書くべきだと思うし、さらに今回、インセンティブ設計のような話が出てきたので、これはある種の規制デザインというか、単純に基準値を決めて守ってくださるだけではなくて、そういった有害性情報だったりリスク評価を自主的に取り組んだりすることができるような、まさに2-2の①に書かれているような設計をすることができる人材、もちろん行政にも必要ですけれども、事業者団体とか事業者側にもそういうことが提案できたり、制度設計、事業者側にとってインセンティブにならないとしようがないので、そういったことができる人材というのも当然必要で、現状あまりいないのではないかと思います。

なので、どう言うか難しいのですけれども、要するにガバナンスを考えることができる人材とか、先ほど蒲生委員からもあったような規制の手続コストとか、規制を遵守するコストとか、そういった規制のインパクトなども事前に評価ができる人材という意味で、結構幅広い人材像を意図的に書いてもらったほうが、今回の提言の趣旨に合うのではないかと思います。

以上です。

○東海座長 ありがとうございます。よろしゅうございますでしょうか。そうしましたら、事務局から御回答をお願いいたします。

○内野室長 ありがとうございます。順にお答えさせていただきます。

蒲生委員からいただいた74行目の特定新規、特定一般化学物質の記載で、75行目から79行目まではアンケート結果で、これまではおおむね遵守、おおむね順調に施行としている

ことと、81行目の実態把握を定期的に行い、適切な管理がなされるようにすべきとの関係ですけれども、アンケートで特段不適切なものがあったということではなく、たしか第1回で事業者へのアンケート結果を御説明させていただいたかと思いますが、こういった判定を受けた化学物質を扱っている事業者は、ほぼ全ての事業者がこういった制度の遵守に取り組んでいたということを確認していたと理解しておりますので、御質問で2つどちらかということであろうと、後者の引き続き実態把握に努める、という趣旨でございます。

202行目のPFASのところは、おっしゃるように国際条約で規制対象となったものは、化審法でも審議会で御審議をいただいた上で規制対象にしているということを経営していきという趣旨でございますので、そこは疑念のないように、審議会ですばやくに審議をいただくとか、そういった趣旨をここに反映するということがと理解をいたしております。

インセンティブのところについては、おっしゃるように規制、制限ではあるのですが、なるべくハザードの低い化学品を開発していただくことに関してインセンティブをできないかというところが、今回、名称の公示期間の延長に関する御提案でございます。ですので、そういったところを我々として、審議会の機会を通じて取り組めたらと考えております。

行政コストのところに関しては、おっしゃるように本日事務局からも補足説明資料で御説明させていただいた手続が、かなり緻密に対応させていただいているところも実態としてはございまして、当然行政サービス低下ということではなくて、制度趣旨にのっとった手続をよりしっかり取っていただくための運用改善ということでございますけれども、それは我々の効率化にもつながると思っておりますので、そういった意図でございます。

広瀬委員から頂戴した114行目の有害性の在り方などについては、既にいただいた内容も踏まえつつ考えていきたいと思っております。

小川委員と岸本委員からいただいた人材育成についてですけれども、そんなに限定的に書くつもりではございませんでしたので、おっしゃるように研究ですとか規制のデザインですとか規制のコスト分析といったことができるような人材が、どこの場ということに限らず広がっていくような形で追記をさせていただくということなのかなと受け止めております。

以上でございます。

○田中室長　　広瀬委員から御指摘をいただきました検討の場という部分に関して補足をさせていただきます。

NAMs に関しては、数字を決めることが現状においては技術の中で難しいと。そういった中では管理方法を変えていく、目標を変えていくといったところも必要であるという御指摘をいただきました。

NAMs の検討を行うことに関しては、御指摘いただいた場所よりも少し後に記載してございますけれども、NAMs の概念であるとかリスク評価への活用可能性についても検討していくというところになっておりますので、その中でどのような扱いができるのか。そういったものを踏まえた場合に、自動的にといいますか、議論の範囲として、そういった技術によって、化審法において、どのような利用の場面が考えられるのか。その中で、管理という考え方に近いところも議論に入ってくる可能性はあるのではないかと考えております。

以上でございます。

○東海座長 ありがとうございます。それでは、委員の皆様、大変多方面から建設的な御意見をいただきましてありがとうございます。ほぼ議論は出尽くしたと受け止めておりますが、どうしてもここであと一言ございますか。

それでは、ないようですので、質疑に関しましてはここで打ち切りとさせていただきます。

今の質疑を振り返りますと、報告書案に関する審議になりますけれども、おおむね趣旨に関しましては、委員の皆様方から承認いただけたと受け止めております。ただし、複数の委員の方からいただきました、その趣旨をより明確に伝達するための文言ですとか、文章構成につきましては、残り3省の各審議会の座長預かりにさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

ありがとうございます。それでは、そのようにさせていただきたいと思っております。

蛇足ですが、私から、目次の文言が若干気になる箇所がありまして、第三章、その他の主な検討課題、それから、三章の中の2. その他の、2回もその他というのが出てきておりますので、もう少し固有名詞をつけられて、今回の狙いがより鮮明になるような文言にしていいただければと思います。

大塚委員、どうぞ。手短かに。

○大塚委員 ちょっと前に手を挙げたのですけれども、申し訳ない。今のことは賛成ですので、全く問題ないのですけれども、一言だけ織委員がおっしゃったこととの関係で追

加的に申し上げておこうと思っただけです。

この文章との関係は何もないのですけれども、さっき織委員がおっしゃっていただいたことは、特にプラスチックの再生材との関係で、化学物質の安全性の話と再生利用との両立が必要だということで、具体的にはプラスチック添加剤の話をどうするかということが結構大きな問題になってくるということをおっしゃっていただいたと思うのですが、まさにそれはそのとおりで、今回7ページで閾値を設定していただくということで、大変結構だと思って、これで進めていただければと思うのです。

循環のほうで再生材としてプラスチックを使っていくところの方たちと、最初にプラスチックに添加剤を入れるところの化学業界の方との関係については、経済産業省が中心になられると思いますけれども、ぜひ御検討いただく必要が出てくるという問題があり、例えば添加剤があまりにも多くて再生をすることに適さなくなった場合は、場合によっては焼却しなくてはいけないケースもあるかもしれないですし、それとの関係で、化学物質の使用に関して何らかの限定をする必要がある。これはあまりしないほうがいいと私は思っていますが、ひょっとしたらそういうことも考えなくてはいけないケースも出てくるかもしれず、再生材を利用する生産者と化学業界との間の接点を結びつけるということが極めて重要になってきますので、ぜひ化審法にもそういうことが影響してくるということを御認識いただけると大変ありがたいということでございます。余計なことを言ったかもしれませんが、申し訳ありません。ありがとうございました。

○内野室長　大塚委員、経済産業省事務局でございます。ありがとうございました。

おっしゃるとおり、先ほどの亀屋委員の御示唆にもあると思いますけれども、使われた後の話とこれから作る人と、そういったところを広く見ていくというのが化審法という化学物質管理全体の政策論にも通じるような議論かと思っておりますので、今後もその辺りは心がけていきたいとも思っております。

○東海座長　ありがとうございました。以上で議題1に関わる審議事項は終了とし、次の議題に移りたいと思います。

その他ですが、事務局から何かありますでしょうか。

○松下補佐　本日の議事録につきましては、事務局で原案を作成し、出席委員の皆様にご確認をいただきました上で、各省のホームページに掲載する予定です。

事務局からは以上です。

○東海座長　ありがとうございました。

なお、今回が本会合の最終回となりますため、経済産業省大臣官房、殿木審議官及び環境省、前田部長よりそれぞれ御挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひします。

○殿木審議官 経済産業省大臣官房審議官産業保安安全担当の殿木でございます。委員の皆様におかれましては、本日も活発な御議論を賜り誠にありがとうございました。

この審議会におきましては、令和6年10月23日に開催されました初回の会合以降、いわゆる化審法の平成29年改正の施行状況につきまして御評価いただきますとともに、化学物質管理に関する最近の動向を踏まえて、制度面のみならず、政策面を含めた課題につきまして、様々な視点から示唆に富む御議論をいただきました。そのおかげさまをもちまして、本日、報告書という形で御議論いただく運びとなりましたこと、心より御礼を申し上げる次第でございます。

御議論の中では、改正化審法の施行状況及びレビュー結果といたしましては、改正事項に関して、おおむね順調に施行されているとの御評価をいただいたと認識してございますが、その一方で、審査特例制度に基づく申出に関しましては、さらなるデジタル化の促進のための取組や制度の趣旨に即した申出を促す観点での運用面の合理化に向けた取組が必要であるとの御指摘も頂戴したところでございます。これらの点につきましては、今後3省で連携して検討し、化審法関係規則などの改正や制度運用に反映させていきたいと考えているところでございます。

委員の皆様、御案内のとおり、化学物質管理制度につきましては、法律の趣旨、枠組み、性質にのっとり、化学物質による環境汚染を防止するとともに、化学物質に係る国際動向を踏まえつつ、化学物質により国民生活、産業、社会の発展が一層両立し、実効性のある制度となることが法達成の目的にとって肝であると考えているところでございます。今後そのような制度であり続けるよう適切に見直しをしていきたいと考えているところでございます。

結びになりますが、委員の皆様には、昨年10月の初回会合から本日までの長期間、活発かつ多様な御議論をいただきましたことを改めて厚く御礼申し上げます。

○前田部長 環境省の大臣官房環境保健部長の前田でございます。本日は、御多忙の中、化学物質審査規制法の在り方に関する検討を行う3省合同会合に御出席いただき誠にありがとうございました。

白石委員、東海委員、本間委員をはじめとする委員の皆様には、これまでの御審議を通じて、化学物質の適正管理に関する多角的かつ専門的な御意見を賜り、心より感謝を申し

上げます。

特に制度の見直しやリスク評価の高度化に向けた御提案は、今後の政策形成において極めて重要な指針になるものと考えております。本日をもちまして本合同会合は最終回となりますが、これまでの議論を踏まえ、今後は別の会合や場を通じて、より実効性のある制度構築に取り組んでまいります。

環境省といたしましては、引き続き関係省庁や産業界、学識経験者の皆様と連携しながら、科学的知見に基づいた化学物質管理の強化を図ってまいります。

また、国民の健康と環境の保全を最優先に、国際的な動向を踏まえた制度整備を着実に進めていく所存でございます。

今後とも皆様の御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。本日はどうもありがとうございました。

○東海座長 殿木審議官、前田部長、御挨拶ありがとうございました。

委員の皆様におかれましては、2024年10月から、平成29年の化審法改正の施行状況や化学物質管理の動向を踏まえた検討事項に関して積極的に御議論いただき、大変ありがとうございました。

それでは、以上で合同会合を終了いたします。

——了——